

一般社団法人全国簡易郵便局協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国簡易郵便局協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、簡易郵便局設置の支援、簡易郵便局業務に関する調査研究及び簡易郵便局業務に従事する者の指導・育成等を行うことにより、地域住民の利便の向上を図り、地域社会の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)簡易郵便局設置の支援

(2)簡易郵便局業務に関する調査研究

(3)簡易郵便局業務に従事する者の指導及び育成のための講習会及び研修会の開催

(4)簡易郵便局受託業務契約に係る債務保証

(5)銀行代理業を営む上で銀行法において求められる財産的基礎を有しない者に対する保証

(6)郵便切手類及び印紙売渡証明書用紙の販売

(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第4号及び第5号の事業（以下「保証事業」という。）は、総会において別に定める「保証業務規則」により行わなければならない。

3 第1項の事業は、日本全国において行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同して入会した簡易郵便局の受託者又は受託者となる者（委託契約の手続きを開始した者）、若しくは団体の事務取扱者とする。

2 前項の規定において団体の事務取扱者は、1局について1人とする。

3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費として、総会において別に定める会員規則により支払う義務を負う。

2 会員が既に納入した会費は返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議を経て当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 事業の全部又は一部の譲渡

- (7) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (8) 保証業務規則の制定及び変更
- (9) 会員規則の制定及び変更
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる第1号から第3号及第5号については、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上を、また第4号については、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 会員は、委任状を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した会員の中からその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事又は監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、日常の業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 幹事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 役員については、再任を妨げない。

- 4 役員が第19条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める役員報酬規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について決議に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第21条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示をした書面についても同様とする。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様に、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 第 1 項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

ただし、名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 37 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公 告)

第 39 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 40 条 この法人に事務局を置き、職員は理事会の決議を経て、会長が任免する。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(顧 問)

第 41 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。

第 11 章 雑則

(委 任)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 第20条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は、永野正雄、専務理事は、園田徳明とする。

附 則

- 1 平成23年6月3日 一部改正（定時総会）
- 2 平成25年6月7日 一部改正（定時総会）